

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社TRUST | 代表者氏名 | 篠原 直樹 |
| 主たる営業所の所在地 | 佐久市白田3640番地1 | | |
| 許可番号 | 長野県知事（般-3） 第26268号 | 許可を受けている 建設業の種類 | 土、と、石、鋼、舗、 しゅ、水 |

2. 処分に関する事項

| | | | |
|---|---------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和5年6月29日 | 処分を行った者 | 長野県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第29条の2第1項 | | |
| 処分の内容 建設業法第29条の2第1項の規定による許可の取消し （土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し） | | | |
| 処分の原因となった事実 | 営業所不確知 | | |
| 株式会社TRUSTの営業所の所在地が確知できないため、令和5年3月23日付け長野県報第391号でその旨を公告したが、公告後30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。 このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。 | | | |
| その他参考となる事項 | | | |